

「みなし指導医」に関する Q&A 案

Q1. みなし指導医は、小児血液・がん専門医から申請するものですか？

A1. いいえ、違います。みなし指導医は個人の資格ではなく、研修施設の一時的な資格であり、必要な血液・がん専門医研修施設の研修責任者からのみ申請することが可能です。規則の付則第 13 条に基づき認定を承認された場合、みなし指導医認定証は、個人に対してではなく、認定された者および施設に対し 1 枚のみ交付されます。

Q2. みなし指導医は、本来の小児血液・がん指導医に認定されるまで認定され続けますか？

A2. いいえ、違います。当該研修施設において申請後最長 5 年間しか認められません。また、みなし指導医が小児血液・がん専門医となってから 5 年が経過するまでの期間だけしか認定されません

例えば小児血液・がん専門医となって 1 年が経過してみなし指導医に認定された場合、残り 4 年間だけみなし指導医として認定されます。

同様に、小児血液・がん専門医となって 4 年が経過してみなし指導医に認定された場合、残り 1 年間だけみなし指導医として認定されます。

いずれの場合も、残りの期間におきまして正規の指導医資格の取得ができるよう、研修施設として十分な研修を保証してください。

Q3. みなし指導医も不在となった場合、その時点より研修施設認定取り消しまで 1 年間の猶予期間はありますか？

A3. いいえ、ありません。みなし指導医が不在となった時点において、当該研修施設が本来の研修施設認定要件（規則第 41 条または第 42 条）を満たさない場合、同時に研修施設の認定は取り消されます。ただし Q6 にありますように、条件を満たす他の小児血液・がん専門医を新たなみなし指導医として申請することで認定取り消しを暫定的に回避することは可能です。

Q4. みなし指導医の勤務先が変更となった場合、その資格はどうなりますか？

A4. 施設を異動した場合、当該施設におけるみなし指導医の資格は喪失します。

Q5. みなし指導医が施設を異動した場合、他の施設でも認定されますか？

A5. 異動先の施設もみなし指導医を必要とする施設である場合、可能です。異動先で新たに申請してください。

みなし指導医は個人の資格ではなく、研修施設の一時的な資格ですので、必要な研修施設で認定要件を満たせば、同一専門医であっても複数の施設で認定可能です。

Q6. みなし指導医が施設を異動した場合、もとの当該施設は連続して他の小児血液・がん専門医をみなし指導医として申請可能ですか？

A6. はい、可能です。みなし指導医の異動が決定となり、常勤の指導医も不在のままでしたら、別の小児血液・がん専門医をみなし指導医として認定することは可能です。

ただし、同一研修施設が連続してみなし指導医が在籍すると認定される期間は、申請後最長 5 年間までです。5 年を過ぎると自動的にみなし指導医の認定は不可能となりますので、それまでに指導医が常勤で勤務できる研修環境を整えてください。また 5 年間の途中において通常の指導医のみならず、みなし指導医さえ不在となる期間が生じてしまう場合は、当該施設の研修施設認定は一旦取り消されます。

みなし指導医は、専攻医本人の個人的事情以外の理由によって小児血液・がん専門研修が妨げられない事を目的に設定された一時的救済処置ですので、みなし指導医が有効な間に、当該研修施設におかれましては、正規の認定要件（規則第 41 条または第 42 条）を満たす努力を早急に行ってください。

Q7. 同一施設において、複数回みなし指導医の認定は可能ですか？

A7. はい、可能です。一度みなし指導医認定をされた場合、その後連続した 5 年間に限り、複数の小児血液・がん専門医をみなし指導医として連続して認定することは可能です。

ただし一度認定したみなし指導医が常勤でなくなる場合、その時点において通常の指導医のみならず新たなみなし指導医も不在となる場合は、当該施設の研修施設認定は一旦取り消されます。

Q8. みなし指導医による研修施設の救済処置は、何度でも受けることができますか？

A8. はい、可能です。ただし 5 年を経過したにも関わらず正規の認定要件（規則第 41 条または第 42 条）を満たさなければ、その時点で当該施設の小児血液・がん専門医研修施設認定は取り消されます。その場合、それ以後に正規の認定要件（規則第 41 条または第 42 条）を満たせば、改めて通常の小児血液・がん専門医研修施設申請を行っていただく事が可能となります。

Q9. 小児血液・がん指導医が常勤として勤務している場合でも、みなし指導医は申請可能ですか？

A9. いいえ、できません。みなし指導医は、小児血液・がん専門医の研修を非個人的な理由から妨げない事を目的に設定された一時的な救済処置であり、みなし指導医なしでも研修施設認定要件を満たすものであれば、申請できません。

Q10. みなし指導医と小児血液・がん指導医は同時に認定される事がありますか？

A10. いいえ、ありません。

Q11. 5月の研修施設現状報告を行った後で、常勤の指導医が不在となった場合、みなし指導医はいつから認定されますか？

A11. みなし指導医の申請は他の資格と異なり、必要時に申請する事が可能であり、正式な審査を経て認定された場合は、申請年度の4月1日にさかのぼって認定開始となります。規則第49条の1にありますように、研修施設要件の喪失に関しては12か月の猶予期間がありますので、必要な研修施設におかれましては、それが切れる前にみなし指導医申請をしてください。

Q12. 年度が変わってからみなし指導医を申請した場合、前年度の経験症例は研修として認められるのでしょうか？

A12. はい、認められます。指導医が不在となった場合、規則第49条の1にありますように、その後1年の猶予期間があります。

例えば2月に指導医が不在となった場合、①3月31日までにみなし指導医申請をした場合は、その年度の4月1日にさかのぼってみなし指導医認定されますので、問題なく研修は途切れることなく認められます。②ご質問のように仮に年度を超えて（例えば5月に）みなし指導医申請をした場合は、みなし指導医の認定は申請年度の4月1日からとなりますが、前年度2月から1年以内は研修として認められますので、途切れることなく研修しているものと認められます。

Q13. 小児血液・がん専門医研修施設として認定されてない施設において、みなし指導医を研修責任者として、新たに研修施設として申請できますか？

A13. いいえ、できません。みなし指導医は一度研修施設として認定された施設にのみ適応されます。みなし指導医は、小児血液・がん専門医を志して研修を始めた専攻医が、個人的理由ではなく、指導医が不在になる事のみで研修が途切れることのないよう暫定的に定められた救済処置です。新たに研修施設を申請される施設におかれましては、指導医を研修責任者としていただき申請をお願いいたします。